



地域共生社会に向けた制度改革が進みます

～「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立～

◆「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」のことです。その実現に向けて複数の法律改正を行うための「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が6月5日に成立しました。先日faxnewsを配信したばかりですが、今回はこの法律の概要について急ぎお知らせします。

この法律は全8条及び附則から構成されています。第1条は「重層的支援体制整備事業」の創設に関する改正です。これについては別に説明します。また第2条は「社会福祉連携推進法人制度」の創設に関する改正です。こちらについては過去にも幾度かお知らせしましたが、改めて今回も別に説明します。

第3条から第5条は主に「市町村介護保険事業計画」に掲載する事項の追加です。①介護事業従事者等の確保及び業務効率化の取組、②認知症施策として教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項、③高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況、が追加されました。

第6条は、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」と言います。)の業務として医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供事業を追加、第7条は、支払基金と国民健康保険団体連合会の「連結情報提供業務」実施のための改正です。

介護福祉士になるには大学や専門学校等で学ぶ「養成校ルート」と現場経験後国家試験を受ける「実務経験ルート」とがりましたが、一定の教育課程を修了した後で国家試験を受ける工程に一元化され、2022年までの経過期間が設けられました。第8条はそれをさらに5年延長するというものです。(事務局)

重層的支援体制整備事業について

～地域共生社会に向けた市町村事業の創設～

◆少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、血縁、地縁、社縁といった共同体機能の脆弱化等の社会構造の変化により、国民の抱える福祉ニーズが多様化・複雑化してきています。そうした中で、制度・分野の枠や「支える側・支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的な地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。その実現のための事業として、今回の法律で社会福祉法第106条の4以下に市町村事業として「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

事業の内容は他の法律に規定された事業が並べられていますが、要は以下の3つの支援を内容とする新たな事業と考えられます(参考資料の図表1参照)。

- ① 断らない相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ② 参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③ 地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

◆市町村は、事業を行う場合は、支援関係機関相互間の連携を図り、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します(努力規定)。「支援会議」の設置もできます。もっとも、法律に書かれているのですから設置することが求められるのでしょうか。実施に要する費用は市町村の支弁ですが、国と県から交付金の交付があります。(事務局)

社会福祉連携推進法人について

～地域生活課題や福祉サービス提供課題の解決へ～

◆「社会福祉連携推進法人(以下「連携法人」と言います。)」については昨年4月の「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」の開始以降、その議論の推移や条文案の内容についてこれまでもお伝えしましたが、今回の法律の成立により、社会福祉法に規定されることとなりました。改めてその概要をご説明します。

連携法人の法人格は一般社団法人であり、連携法人となるためには所轄庁の認定が必要です。

また社会福祉法人が複数社員となる必要があることは既報faxnews20110)のとおりです。

業務の内容は、①地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援、②災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を共同して確保するための支援、③社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援、④資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人のみ)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの、⑤社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修、⑥社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給、となっています。イメージとしては参考資料の図表2をご参照ください。なお連携法人自身は社会福祉事業を行うことができません。

社会福祉事業を経営する社員は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たっては、所属する連携法人の社員である旨を明示しなくてはなりません。

今改正法でも政令や省令に委ねられた部分が多いのでそれらを待たないと詳細は分かりませんが、地域福祉の推進に役立つことを期待します。(事務局)

お知らせ

◆既にご承知かと思いますが、6月5日に厚生労働省の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉の運営に関する取扱いについて(その3)」が発出されました。資産の総額の変更登記について、6月末を過ぎて登記申請がされた場合でも、各法務局・地方法務局では柔軟な対応がなされるそうです。事務連絡：<https://www.mhlw.go.jp/content/000637355.pdf>

◆FAX NEWS (PowerPointにて制作) は下記URL総福研ホームページからダウンロードしていただけます。どうぞご利用下さいませ。◆



一般財団法人
総合福祉研究会

本部事務局

TEL : 03-5961-6061
FAX : 03-3915-2661

〒170-0004

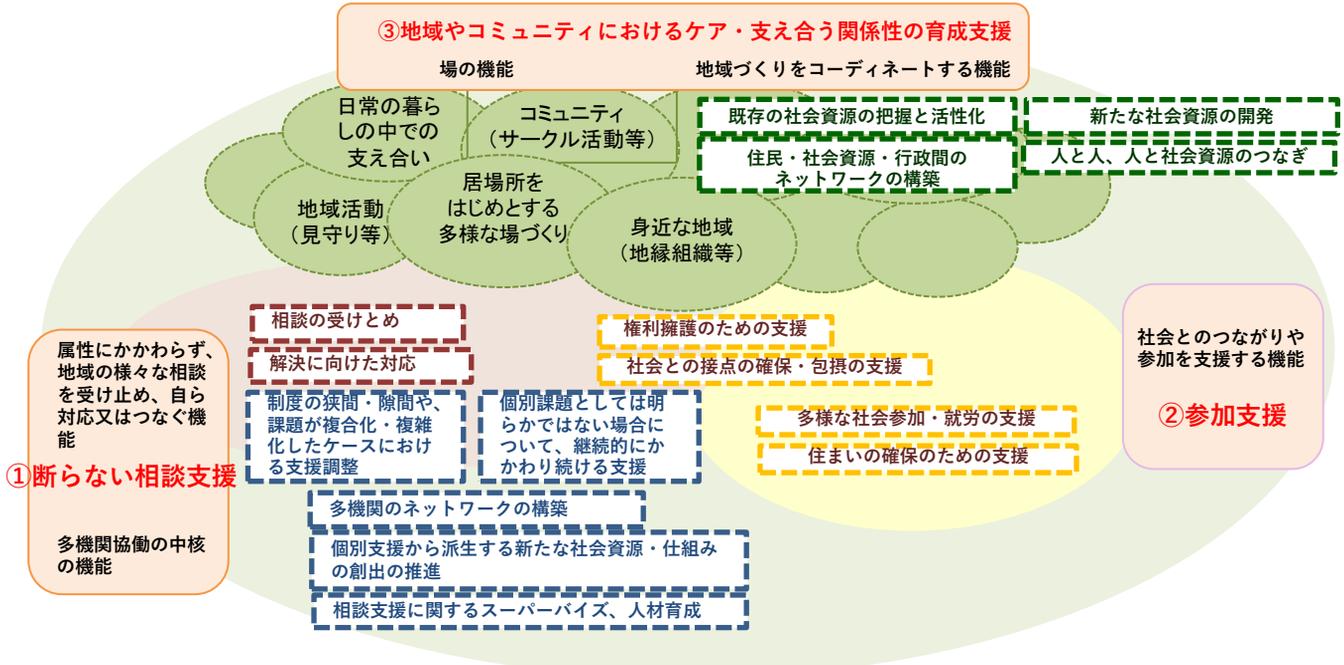
東京都豊島区北大塚1丁目13-12 全経会館ビル2階

E-Mail info@sofukuken.gr.jp

URL <http://www.sofukuken.gr.jp/>

◆図表1 新たな包括的な支援の機能等について（重層的支援体制整備事業）

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - ③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



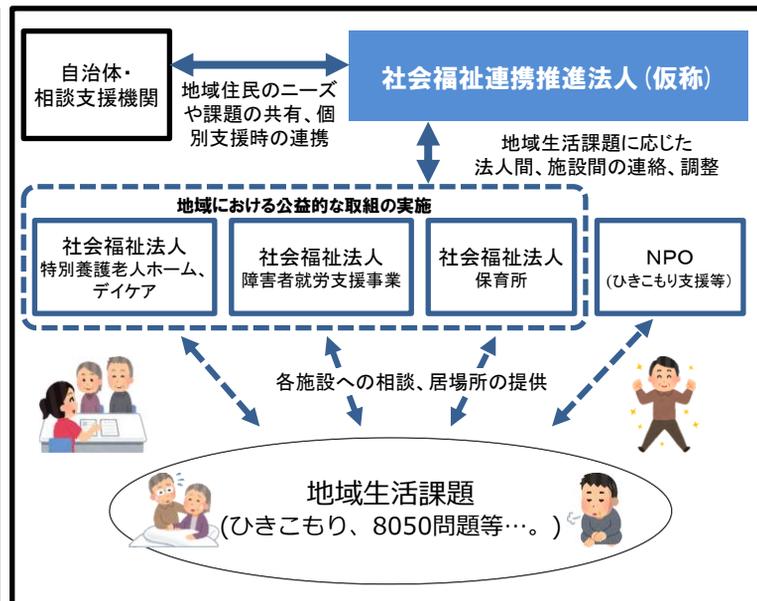
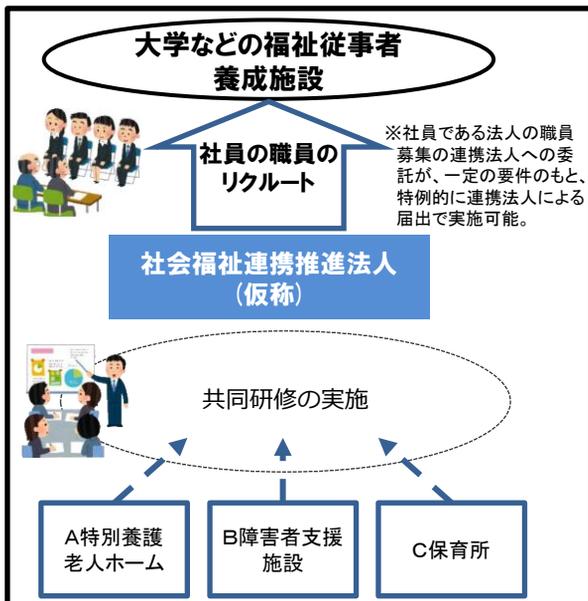
資料：2019.11.08総合福祉研究会第35回全国大会資料「今後の社会福祉法人の展望」から

◆図表2 社会福祉連携推進法人（仮称）の業務のイメージ

- 地域生活課題や福祉サービスの提供のための課題に対し、社会福祉法人等の連携により対応する選択肢の1つとして制度化。
- 具体的な業務として、「地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援」、「災害対応に係る連携体制の整備」、「福祉人材不足への対応」、「設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援」などが想定される。

(例)社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施。

(例)各社員(施設)が連携して、地域の多様な福祉ニーズに対応



資料：2019.12.13厚生労働省「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会報告書」から